

平成 25 年住宅・土地統計調査に関する研究会（第 2 回）議事概要

1 日 時 平成 23 年 12 月 1 日（木） 10:00～12:00

2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室

3 出席者

委 員：浅見泰司座長、石坂公一委員、竹内一雅委員、松本暢子委員、山田育穂委員

オブザーバー：小幡裕子（東京都総務局統計部人口統計課長）、沓澤隆司（国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室長）、西川智（同土地・建設産業局土地市場課長）、首藤祐司（同住宅局住宅政策課長）

総 務 省：須江統計調査部長、水上調査企画課長、河野調査企画課調査官、浅川地理情報室企画担当課長補佐（地理情報室長の代理出席）、三上国勢統計課長、松村統計研修所教授

（独）統計センター：羽淵製表部管理企画課長

4 議 事

- (1) 調査事項について
- (2) 調査方法について
- (3) 試験調査の実施について
- (4) その他

5 議事要旨

- 配付資料に基づき事務局から説明を行い、議事ごとに意見交換が行われた（調査事項に係る意見交換が中心であった。）。主な意見は以下のとおり。

(1) 調査事項について

「世帯全員の 1 年間の収入」（収入階級区分の一部統合案について）

- ・公営住宅に関する施策の資料として重要な指標となることから、可能な限り前回調査同様に詳細な階級区分としてもらいたい。また、いわゆる地域自主性一括法により、平成 24 年 4 月から地方公共団体が公営住宅の入居基準を条例で定めることが可能となるため、地域ごとに詳細な階級区分での把握が必要になってくる。
- ・詳細な階級区分で把握できればそれだけ詳細な分析が可能となる反面、詳細な階級区分で調査を行うと世帯の抵抗感が強まり記入率の悪化を招くことになるため、区分の設定の仕方・判断が難しい。試験調査において検証できないか。
→来年実施予定の試験調査では標本数が少ないため単体での比較検証は困難であるが、過去の試験調査の結果等と比較することで、ある程度の検証は可能と考える。
- ・個人情報保護法の施行以降、プライバシーに関する設問は世帯の抵抗感が一層強くなっている。特に、低所得者の方に影響が大きいと考えられる。
- ・民間ユーザの立場からは、調査事項は経済分析等において非常に有用であり、次回調査でも把握してもらいたい。低所得部分を含め階級区分については 100 万円区切りで把握する必要はなく、ある程度、階級区分をまとめても問題がない。
- ・市町村の住宅マスタープランを策定する上では低所得者の詳細な階級区分の指標は有効である。逆に中間所得層は区分が細か過ぎるため、時系列比較を考慮した上で、ある程度まとめて把握した方がよい。

【第3回研究会資料】

住宅ローン関係、「貯蓄残高」（追加しない案について）

- ・住宅ローン関係の調査事項は不要であるが、貯蓄残高については、住宅・土地統計体系の中で引き続き調査してもらいたい。
- ・住宅ローン関係の調査事項は、前回住生活総合調査で把握しているが、サンプル数が少なく県別の表章ができないため、次回は住宅・土地統計調査において把握してもらいたい。

「別世帯となっている子の住んでいる場所」（「子の住んでいる場所」への変更案について）

- ・世帯が理解しづらいという理由で調査事項を変更することはよいが、捉える対象が異なってくるので設問の仕方を工夫した方がよいのではないか。結果の時系列比較に影響する。
→高齢者のみの世帯とその子どもの居住状況（近居）を把握することが目的であるので、捉える対象が異なっても問題はないと考える。また、集計上の工夫をすれば時系列の比較が可能と思われる。

「建築の時期」（時期区分の統合案について）

- ・建築物ストック統計（加工統計）において必要な情報である。事務局案では前回調査の時期区分「平成3年～7年」と「平成8年～12年」を「平成3年～12年」に統合しているが、この間は経済情勢が大きく変化（「平成3年～7年」はバブル崩壊後に経済がやや回復、「平成8年～12年」は平成大不況の時期）しているため、前回どおりのままにしてもらいたい。また、「昭和26年～昭和35年」と「昭和25年以前」を「昭和35年以前」に統合する案もあるが、14区分とすることが可能ならこちらも前回どおりのままにしてもらいたい。

「台所 トイレ 浴室 洗面所」（削除する案について）

- ・この調査事項に関心を示す民間ユーザは少ないと考える。この調査事項よりも東日本大震災関連の調査事項を充実させてもらいたい。
- ・現在が高い普及率でも、今後どのように変化するかを長期的に捉える必要があるため、簡単に削除すべきではないと考える。住宅・土地統計調査において設備の有無といった基本部分を把握し、その上で、生活スタイルの変化等の詳細事項を捉える必要があれば、当該事項を住生活総合調査において把握したらどうか。
- ・グループ居住やハウスシェアリング等の拡大が今後見込まれる中、その実態を把握するため、それぞれの項目について専用・共用の別を調査してもらいたい。
- ・この調査事項は戦後復興期の生活水準が高くなかった時代には有効なものであったが、現在においては、住宅の質的水準を把握するという観点からは必要性が薄れている。むしろ新しい住まい方の指標として必要になってくる可能性はあるので、今後検討が必要ではないか。
→設備の専用・共用の別を調査しても、それがグループ居住やハウスシェアリングといった新しい住まい方だと判断することは難しいのではないか。主世帯と同居世帯との関係の把握が必要になってくると思われる。
- ・グループ居住やハウスシェアリングの定義が難しい。最初にハウスシェアリングですか？と聞いてしまうのはどうか。また、グループで居住して生活をしている人に特化して、別途調査を行うべきではないか。

「省エネルギー設備」（新規に追加する案について）

- ・「その他の設備」としてまとめてしまうと、世帯が判断できないと思われる。

【第3回研究会資料】

「現住居以外の土地」

- ・面積の過小推計の可能性が問題となっており、標本設計の方法で結果精度を上げる方法を事務局と探していきたい。
- 現住居以外の土地を所有する世帯は全体の2割程度であり、それ以外の8割は調査対象外であり、実施に当たっては非効率的である。例えば現住居以外の土地を所有する世帯のみを対象として別途調査を行うという案も考えられ、その方が効率的であるとも考えられるので、今後そういった観点からも検討していきたい。

継続居住意向に関する調査事項（追加しない案について）

- ・継続居住意向については、意向調査ではあるが居住面積算定に必要であるので可能ならば調査してもらいたい。意向調査が難しいのであれば、「継続して居住している期間」、「短期間居住かどうか」だけでも聞いていただきたい。
- ・期間は入居時期で把握できるのではないか。また、短期居住については結局のところ意向調査になってしまうのではないか。

世帯の定義について

- ・国勢調査と住宅・土地統計調査で捉え方が異なっている準世帯については、対象数が非常に少ないこともあり、従来どおりの捉え方でよいと思う。
- ・国勢調査における世帯主（世帯員のうち1名を世帯主とする）と住宅・土地統計調査における「世帯の家計を主に支える人」とが異なるため、両調査を対応付けて分析する際等、世帯主の年齢別世帯数の比較等に不都合が生じる。
- ・国勢調査における「世帯主」を「世帯の家計を主に支える人」とは別に住宅・土地統計調査で把握できないか。

(2) 調査方法について

- ・層化2段抽出については、従来どおりの方法であり、特段問題はないと考えられる。東日本大震災の影響で、層の設定や抽出率等の詳細は変更する必要があるかもしれない。
- ・平成22年国勢調査をオンラインで実施していることからオンライン調査を導入することはよいと思う。郵送回収については、提出状況の把握等に関する市町村の事務負担が大きくなる。

(3) 試験調査の実施について

- ・調査事項について検証するために調査票を何種類も作成するのは難しいか。何種類程度までなら作成可能か。
- 限られた調査対象数であるため1種類の調査票になると考えていたが、今後の議論状況によっては対応方を検討する必要がある。

6 その他

調査事項については、事務局から各委員に対し別途意見を提出する機会を設けることとした。次回研究会は1月末か2月上旬に開催することで了承された。

<文責：事務局（今後、修正することがあります。）>

以 上